

# 食品安全委員会第 450 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 10 月 22 日（月） 14：00～15：21

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

- (1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
  - ・添加物 1 品目  
5-メチルキノキサリン  
(厚生労働省からの説明)
- (2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について
  - ・プリオン「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」に係る食品健康影響評価について
  - ・遺伝子組換え食品等「イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9」に係る食品健康影響評価について
- (3) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成 24 年 7 月実施）の結果について
- (4) 食品安全関係情報（9 月 15 日～10 月 4 日収集分）について
- (5) その他

## 4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、磯部評価課長、  
新本情報・緊急時対応課長、北池勧告広報課長、篠原リスクコミュニケーション官、  
高山評価情報分析官、前田評価調整官

## 5. 配付資料

資料 1-1 食品健康影響評価について

資料 1-2 「5-メチルキノキサリンの規格基準の改正に関する食品健康影響評価について

- 資料 2-1 プリオンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について<牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直し>
- 資料 2-2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9>
- 資料 3-1 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成 24 年 7 月実施）の結果（要約）
- 資料 3-2 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成 24 年 7 月実施）の結果
- 資料 4-1 食品安全関係情報（9 月 15 日～10 月 4 日収集分）について
- 資料 3-2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

## 6. 議事内容

○熊谷委員長 それでは、おそろいですので、ただ今から「第 450 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森口基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にあります「食品安全委員会（第 450 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は 8 点ございます。

資料 1-1 が厚生労働大臣からの評価要請書でございます。その関連資料として資料 1-2 がございます。

資料 2-1 が BSE 対策の見直しに関する審議結果について、資料 2-2 が遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について。

資料 3-1 及び資料 3-2 が「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』」。資料 3-1 が要約版、資料 3-2 が詳細版でございます。

それから、資料 4-1 及び 4-2 が食品安全関係情報関係の資料でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局において、本年 7 月 2 日の委員会資料 1 の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、同委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいま

せんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
---

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1-1 にありますように、厚生労働大臣から 10 月 16 日付で添加物 1 品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の森口課長から説明をお願いします。

○森口基準審査課長 それでは説明させていただきます。

資料の 1-2 のほうをお手元に用意をお願いいたします。

5-メチルキノキサリンは、国際汎用香料として平成 18 年に既に添加物として指定したものでございます。今回、その成分規格につきまして事業者のほうから一部改正をお願いしたいという要請がございました。成分規格の改正、これは食品衛生法第 11 条に基づく規格基準の改正になりますので、食品健康影響評価が必要ということで、今回評価をお願いするものでございます。

この 5-メチルキノキサリンでございますけれども、下にありますような構造のものでございまして、ロースト臭のようなにおいがする香料でございます。いろいろな食品に使われているというものでございまして、成分規格の改正内容でございますが、裏面にありますように、純度試験中の比重の項目の上限、幅の上を 1.128 から 1.132 に上げたいというものでございます。これは、添加物指定当時、JECFA の規格のとおりこの比重値を置いたんでございますが、最近、非常に純度が高い製品については現在の 1.128 を超えると、わずかなんですけれども超えるというものがかなり出てきておりまして、実態に合わせた規格幅に変えていただきたいということで要望があったものでございます。

食品健康影響評価をいただきましたら、私どもの薬事・食品衛生審議会のほうで審議して規格改定を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の説明の内容につきまして御意見・御質問がありましたらお願い

いたします。

○山添委員 ただ今の資料の1-2の1.の経緯のところの最後の行のところに「なお、要請者によれば、新たな科学的知見の存在が確認されなかった」というふうに書かれておりますが、食品安全委員会としましても新たな知見はなかったことを確認しております。

以上です。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問ありますでしょうか。ありませんか。

それでは、本件につきましては、食品安全委員会において既に食品健康影響評価を行って、平成17年8月18日付で厚生労働大臣あてに評価結果を通知しております。その後、新たな科学的知見の存在は確認されなかったということです。したがって、ただ今の厚生労働省、それから山添委員の説明を聞いた限りにおいては、平成21年10月8日付委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の1の(1)の規定の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当するものと認められます。したがって、同規定に基づいて食品安全基本法第11条第1項2号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知するというようにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、事務局は手続をお願いします。

森口課長、説明ありがとうございました。

## (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、プリオンに係る食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○磯部評価課長 それでは説明をさせていただきたいと思います。

資料2-1に基づきまして御説明をしたいと思います。

最初に、評価書の案の4ページをお開きいただきたいと思います。

今、委員長からお話がありましたように、審議の経緯が書いてございますが、このものにつきましては、9月10日の第446回食品安全委員会で報告させていただいた後に、9月11日～10月10日までの間、国民からの御意見・情報の募集をさせていただいたものでございます。

その中で、実際に食品健康影響評価の背景等を申し上げますと、評価書の案の7ページから背景がございまして、具体的な諮問事項については8ページから9ページに記載があるとおりでございます。

内容的な問題につきましては：96ページからでございますが、Ⅷ．食品健康影響評価というところからでございます。かいつまんで、この評価のポイントにつきまして御説明をしたいと思いません。

食品安全委員会プリオン専門調査会におきましては、これまで参照した各種文献、厚生労働省から提出された評価対象国に関する参考資料などを用いまして審議を行い、それにより得られた知見から、諮問内容のうち、(1)の国内措置、それから(2)の国境措置に関する取りまとめを先行して行うこととしたものであります。

1. BSEの発生状況ということでございますが、評価要請のあった日本、アメリカ、カナダ、フランス及びオランダの5カ国におきましては、2004年8月生まれの1頭を最後に、これまでの8年間に生まれた牛にBSE感染牛は確認されていないこととされております。

その下でございますけれども、2. 各国の飼料規制とその効果では、97ページの中ほどに、これらの国々における飼料規制はBSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断したとされております。

それから、3. SRM及び食肉処理では、評価要請を受けた日本及びほかの4カ国におきましては、牛肉及び牛の内臓によるヒトへのBSEプリオンの暴露リスクは、BSE対策の導入以降、飼料規制等による牛へのBSEプリオンの暴露リスクの低下とも相まって極めて低いレベルになっているものと判断したとされております。

4. 牛の感染実験がございまして、日本で確認された21カ月齢のBSE陽性牛につきましては、人への感染性も無視できると判断したとされております。

5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病では、人のBSEプリオンへの感受性については、牛と人との間に種間バリアが存在することにより、牛に比べて感受性が低いと判断したとされております。

6. 非定型BSEということですが、非定型BSEの発生原因の詳細は不明であるけれども、報告されている発生状況からは孤発性である可能性を踏まえて評価を行うことが適切であると判断したとされております。

7. まとめの(1)の牛群でのBSE感染状況では、日本における飼料規制等の有効性が高いことがサーベイランスにより確認されております。また、アメリカ、カナダ、フランス、オランダにおいては、OIEの定めた10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能な水準を満たしています。(2)のBSE感染牛組織の異常プリオンたん白質蓄積と人への感染リスクにおきましては、近年、vCJDの発症者は世界全体で年に数名程度と大幅に減少していることから、この間の飼料規制やSRM等の食品への使用禁止を初めとするBSE対策が、牛のみならず人への感染リスクを顕著に減少させたものと考えられるとしております。

それから、その資料の一番最後になりますけれども、評価書の変更点がございまして、2枚ほどの資料でございますけれども、後ほど御説明いたします御意見・情報の募集を受けまして、1枚目の

ちょうど中段でございますが、13 ページと書いてございまして図がございます。このところの図のところには修正を入れて、フランス、オランダからも追加しているということでございますが、その修正をしたというところと、それから、一番最後のページになりますが、76 ページと書いてございますが、「以上の結果より……非定型 BSE が」と書いてあるところでございますが、これについては「定型 BSE は」という形で修正を入れております。そのほか、幾つかの点について、誤記の修正ですとか部位を明確にするための表現の修正等が行われておりますが、評価の内容に関するような修正は特にございません。

続きまして、資料 2-1 の、実際に御意見・情報を募集させていただきました、その結果について参考としておつけをしてございます。これについても 103 ページほどに至ります資料でございますが、この点についてもポイントの部分を御説明をさせていただきたいと思っております。

全部で 414 通の御意見がございました。1 通で複数の御意見があったものもございます。いただいた御意見につきましては、内容により分類いたしまして回答しております。その 1 枚目に書いてございますように、A から 0 という形で分類をさせていただいて、その分類ごとにポイントをかいつまんで御説明をしたいと思います。

1 枚めくっていただきまして、全体を通じてのことということで、評価書（案）取りまとめの基本的な考え方ということをお示ししております。そこでは、最初に食品安全行政におけるリスク評価とリスク管理の役割を記載しております。2 つ目の丸におきまして食品安全委員会の役割を記載しております。3 つ目の丸ではプリオン専門調査会の結論と、その根拠となった科学的知見や評価対象国に関する状況を記載しております。最後に BSE に関する基礎資料や Q&A などを御参照くださいとさせていただきます。

それから、2 ページ、その次のページでございますが、A と書いてございまして、BSE 対策の国内措置及び国境措置を緩和することに反対という意見が寄せられております。

これがずっと続きまして、具体的な回答案としましては 21 ページになります。21 ページの下のところでございますけれども、今回の BSE 対策の見直しに係るリスク評価に当たっては、これまでの BSE に係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、その後得られた最新の科学的知見として欧州食品安全委員会（EFSA）や、国際機関や諸外国による評価を含めて合計で 230 の文献などを精査いたしまして、専門委員による慎重な審議を経て取りまとめられたものでございます。それからまた、リスク評価は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正に行っているところであります。

1 番といたしまして、「評価書（案）の取りまとめの基本的な考え方」で述べたように、食品安全委員会は、リスク管理措置を具体的に実施する機関ではなく、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、規制や指導などのリスク管理を行う関係行政機関から独立をして、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関です。今回いただいた御意見・情報については、国内措置及び国境措置に係る具体的なリスク管理措置に関するものでありますので、厚生労働省などのリスク管理機関に確実にお伝えをいたします。また、お寄せいただいた御意見・情報は、今後、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションなどの参考とさせていただきます。

ということを回答に盛り込ませていただいております。

続きまして、32 ページからでございます。B と分類させていただいております、米国の BSE 対策が不十分という御意見でございます。

この御意見に関しましての回答については、50 ページをごらんいただきたいと思います。50 ページの中段からございますけれども、米国等から輸入される牛肉及び牛の内臓の評価に当たっては、各国における現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群の BSE 感染状況、感染リスク及び BSE 感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえ総合的に判断したものであります。なお、米国におけるサーベイランスは、100 万頭に 1 頭未満の有病率の変化を検出できる水準として設定されたものであり、OIE の定めた、「管理されたリスクの国」が必要とされる 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛が検出可能な水準を満たしております。また、米国が、と畜頭数に比べ検査頭数が相対的に少ないのは、高リスク牛に重点を置いた検査体制をとっているためですが、OIE も、死亡牛等の高リスク牛は BSE 発生頻度が高いことから、高リスク牛の検査に重点を置いていますなど、御説明を書かせていただいております。

続きまして、63 ページをごらんいただきたいと思います。63 ページから、C としまして、BSE の発症原因や伝達メカニズム等の科学的根拠が不十分と書いてございます。

この関係については 68 ページからでございますが、3 つ目と 4 つ目の丸のところに書いてございますように、牛での非定型 BSE の発生年齢は定型 BSE のものと異なり、また、原因となる BSE プリオンも（電気泳動上の）バンドパターンが異なるなど、非定型 BSE プリオンと定型 BSE プリオンとの間には幾つかの異なる点があることが分かっていますが、両者ともにプリオンとしての共通の特徴を有し、たん白質分解酵素（プロテナーゼ）で分解されがたいことや生体内で蓄積することなどが認められております。また、非定型 BSE プリオンの性状及び牛における体内分布については、部分的な結果しか得られていませんが、L-BSE 牛及び H-BSE 牛の脳幹ホモジネートを脳内接種され臨床症状を呈した牛の脳幹に異常プリオンの蓄積が認められる点は定型 BSE と同じです。L-BSE プリオンは人獣共通感染症の病原体になる可能性が示唆され、非定型 BSE プリオンの人への感染の可能性は否定できません。一方、H-BSE プリオンについては、牛から人への感染は極めて低いと考えられました。

これまでに非定型 BSE は世界で 61 頭確認されており、2010 年 12 月時点ではありますが、ほとんどの非定型 BSE は、8 歳を超える牛（確認時の年齢の幅は 6.3 歳～18 歳）で確認されていることから、高齢の牛でまれに発生するものと考えられました。なお、6.3 歳未満で確認されている例は、日本で確認された 23 カ月齢の牛 1 頭のみであります。この非定型 BSE 陽性牛については、延髄門部における異常プリオンたん白質の蓄積が定型 BSE 感染牛と比較して 1/1,000 程度とされており、BSE に感染しやすくなるように遺伝子を改変したマウスを用いた脳内接種による感染実験でも感染性は認められなかったことから、人への感染性は無視できると判断したものであります。

なお、これまで日本で確認された非定型 BSE 陽性牛は、この 23 カ月齢の牛のほかには 169 カ月齢の牛のみであり、これらは死亡牛も含め BSE 検査を行った約 1,370 万頭のうちの 2 頭などですなどを御説明をさせていただいております。

続きまして 72 ページでございます。D として、輸入拡大を重要視すべきという御意見とありません。

この御意見については、具体的に 74 ページになりますけれども、内容的にはリスク管理機関に確実に伝える旨の御説明を書かせていただいております。

それから、続きまして 75 ページになります。E として、SRM 使用禁止等の BSE 対策により維持されていたリスクの減少という前提が崩れるという意見が寄せられております。

この御意見については、その下に書いてございますが、牛への BSE プリオンの感染リスク低減のためには、反すう動物由来たん白質の飼料への利用禁止措置が重要です。一方、仮に牛群に BSE プリオンのリスクがある場合は、人への BSE プリオンの感染リスク低減のために、SRM の除去が重要となります。今回のリスク評価は、これまでどおり牛肉骨粉の利用禁止等の飼料規制が継続されることを前提としており、飼料を通じて BSE が発生する可能性は非常に小さいと考えられます。SRM の除去については、食肉への BSE プリオンの移行を防ぐために効果的な措置ですが、牛群の BSE プリオンによる汚染状況及び感染実験の結果から、30 カ月齢以下の牛で、中枢神経組織等に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと判断しました。また、BSE の発生状況や感染実験の結果等も踏まえれば、諮問内容のようなリスク管理措置の緩和を行ったとしても、BSE の発生に影響はなく、したがって、vCJD 発症リスクへの影響もないと判断しましたと説明を書かせていただいております。

続いて 76 ページでございます。F とございまして、慎重な審議が必要という意見が寄せられております。

この御意見に対しましては、その下に書いてございますが、今回の評価においては、BSE に関する最新の科学的知見や BSE の発生状況、規制状況等について審議した結果得られた知見から、具体的な諮問内容のうち、(1) の国内措置及び(2) の国境措置に関する一定の評価を導き出すことが可能と考えました。また、厚生労働省からの諮問においても、(1) の国内措置及び(2) の国境措置に関する取りまとめを終えた後に、(3) のさらに検査月齢及び輸入対象月齢の閾値を引き上げた場合のリスクを評価することとされていることを踏まえ、まずは(1) の国内措置及び(2) の国境措置に関する取りまとめを先行して行ったものですなどを御説明させていただいております。

続きまして 77 ページでございますが、G として、米国では牛への成長ホルモン使用を認めているので心配という意見が寄せられております。

この御意見に対しては、下に書いてございますが、今回のリスク評価においては、BSE に関連するリスクについて評価を行ったものです。本評価及び総合的な状況を踏まえ、今後、リスク管理機関においてリスク管理措置について検討がなされることになっております。なお、成長促進を目的として海外で使用される合成ホルモン剤等の動物用医薬品については、食品衛生法の暫定基準等に基づき、畜産物への残留に関する安全確保のためのリスク管理措置がとられていますなどを御説明をしております。

続きまして 78 ページ、H といたしまして、日本が BSE 清浄国として承認されてから見直すべき



という意見が寄せられております。

この御意見については、このたびの厚生労働省からのリスク評価の要請に至った背景と趣旨を御説明を入れさせていただいております。

続きまして 79 ページに、I としまして、リスクコミュニケーションが不十分という意見が寄せられております。

この御意見については、具体的には回答案が、82 ページですが、食品安全委員会の審議は、原則として公開で行っており、今回の評価においても審議はすべて公開で行いました。その際に配付された資料についても原則公開としており、審議の議事録とともにホームページに掲載しております。また、報道発表やホームページへの掲載のほか、報道関係者の参加も得て意見交換会を開催し、できる限り国民の皆様の理解を促進するよう努めています。いただいた御意見も参考に、より効果的な方法はないか引き続き考えてまいります。また、今回の評価結果については、パブリックコメントにおいてリスク管理措置に関する意見が多く寄せられました。今後、リスク管理機関がリスク管理措置を変更する際に実施するリスクコミュニケーションや、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション等において、リスク管理機関とともにリスク管理の変更とあわせ、分かりやすく説明していくなど、国民の皆様の不安の払拭に少しでも貢献できるよう、丁寧なリスクコミュニケーションに努めてまいりますと御説明させていただいております。

続きまして 89 ページです。89 ページに J として、(3) を早急に審議すべきという意見が寄せられております。

この御意見には、今回の評価においては、BSE に関する最新の科学的知見や、BSE の発生状況、規制状況等について審議した結果得られた知見から、具体的な諮問内容のうち、(1) の国内措置、(2) の国境措置に関する一定の評価結果を導き出すことが可能と考えましたなどと御説明させていただいております。

続きまして 91 ページに K として、米国 4 例目についての意見が寄せられております。

この御意見に対しましては、その下でございますが、米国で本年 4 月に確認された BSE 牛は、10 歳 7 カ月齢の乳牛で、米国が実施している通常のサーベイランスにおいて摘発された非定型 BSE です。今回のリスク評価(案)においては、非定型 BSE に関しては、高齢の牛以外の牛におけるリスクはあったとしても無視できると判断しましたなどと御説明を書かせていただいております。

続きまして 95 ページに L として、管理措置の検証が不十分という意見が寄せられています。この中で黒塗りがございまして、この 3 点ほど黒塗りしている部分については、個人のお名前も含めまして個人情報にかかわる記載、御意見がありましたので、その点については黒塗りをさせていただいております。

そのほかの点でございますが、回答といたしましては 98 ページからになりますが、飼料規制等のリスク管理措置については、厚生労働省を通じて提出された各国からの報告を前提として評価しており、書類上の検証を行っている。各国のリスク管理措置の検証については、厚生労働省等のリスク管理機関による現地調査等を踏まえ報告されていますなどと御説明させていただいております。

続いて 99 ページでございます。M として再評価を希望という意見が寄せられております。

ここでは、本評価は、現行の飼料規制を前提に評価したものであり、現行の飼料規制の評価を行うものではありませんなどと御説明をしております。

続きまして 100 ページに、N としてリスク評価の方法論を記述すべきという意見が寄せられています。

その下のところでございますが、回答案としては、今回のリスク評価においては、9 ページの「本評価の考え方」に基づき評価を行い、101 ページの評価結果にあるよう、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群の感染状況、感染リスク及び BSE 感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、評価対象の日本及びほかの 4 カ国に関しては、諮問対象月齢である 30 カ月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位位置部以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症は考えがたいと結論づけています。結論については、今回得られた知見を総合的に考慮した結果、「リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」としています。なお、「リスクの差」の「リスク」とは、食品を人が摂取することによって健康への悪影響が発生する確率とその程度のことであり、「人への健康影響」とは異なります。

それから、13 ページの図 2 でございます。13 ページの図 2 に関しては、ちょうど 101 ページになりますが、13 ページの図 2、先ほど修正の点で申し上げた点でございますが、世界的にも BSE の発生が減少していることを示しており、フランス及びオランダについては、欧州（英国を除く）に含まれているところでありますが、この御指摘を踏まえまして、その内数としてフランスとオランダの BSE 発生頭数の推移について、その 13 ページの図の 2、先ほど申し上げた新旧対照の変更点のところに記載してあるとおりの修正をしたいということでございます。

それから、次に 102 ページの上に 0 として、その他の意見が寄せられております。ここでは評価書案の記載ミスを指摘していただいておりますので、修正する旨を回答しております。この点も先ほど御説明させていただきましたところでございます。

かなり分厚い資料で要点のみの御説明となりましたけれども、本件につきましては、この評価書をもちまして関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

**○熊谷委員長** それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見、あるいは御質問がありましたらお願いします。

**○村田委員** 膨大な御意見に対する回答書ですけれども、最初に原案を見せていただいたときよりも随分分かりやすくなったと思います。リスク評価機関とリスク管理機関の関係を書いた図などもつけていただくと、もう少し食品安全委員会の役割なども分かりますので、もう少し分かりやすくなるんじゃないかと思いました。この機会に、この両者の違いを説明して分かってもらおうということも大事だと思いました。

以上です。

○熊谷委員長 どうもありがとうございました。

ほかに。

○上安平委員 パブリックコメントの御意見を拝見しておりますと、丁寧なリスクコミュニケーションをしてほしいという御要望が大変多いと感じられます。今後、リスク管理機関によるリスク管理措置の変更が行われますと、管理機関によるリスクコミュニケーションをとる機会が様々に行われると思いますけれども、そういった機会を私どもも利用するなどして、様々な機会を利用してリスク評価機関としての食品安全委員会のリスクコミュニケーションをもっと活発に行っていく、きっちりと行っていく必要があると考えますが、よろしく願いいたします。

○熊谷委員長 確かにリスコミにつきましては、これまでも様々な方面から、もう少し国民の各層に行き渡るように丁寧にリスコミをしていただきたいという要望がありますので、このBSEにつきましても、リスク管理機関とともに、あるいは評価機関としての我々独自でやっていく必要があるんだろうというふうに私自身も思っております。

それに関連して、北池課長。

○北池勸告広報課長 リスクコミュニケーションを担当しております勸告広報課長の北池でございますが、今御指摘の点につきましては、管理機関と合同でやる場合や私ども食品安全委員会で単独で行うといういろいろな形のリスクコミュニケーションを、できるだけ皆様方に分かりやすく、かつ丁寧にやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○熊谷委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見。

○石井委員 400件のパブコメをいただいたということで、大変たくさんのお返事を、パブコメに対して回答も丁寧に行ってください、各国の国別の発生頭数などについての記載も充実しております、とても評価書の修正も含めて妥当であるなというふうに感じました。

以上です。

○熊谷委員長 ほかに御意見。

○山添委員 パブリックコメントの中でも非定型のBSEについてのコメントも幾つかあったと思いますが、非定型のBSEのプリオンたん白質がどうして蓄積していくのかという、そのメカニズムについては、これから科学的な知見を集積していく必要があるんだろうと思っています。来年度、食品健康影響評価技術研究、食品安全委員会から公募されておりますので、今後有益な研究がこういうものを利用して進んでいくことを期待しております。

○熊谷委員長 ありがとうございます。これまでも幾つか研究を委託して行っていますが、今後も引き続き食品安全委員会として公募をしているということで、事務局のほうもよろしくお願いいたします。

ほかに御意見。

○佐藤委員 BSE は牛の病気ですけれども、これに関連して、人の病気として変異型の CJD というのがあるわけですね。これの発生、最近はかなり少なくなっているんだろうと思いますけれども、疫学的なデータもやはり注目して集めておく必要があるのではなかろうかというふうに思います。事務局において食品安全関係の情報というのを整理していただいておりますけれども、これも引き続き着目しながらデータを整理していただければというふうに思っております。

以上です。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○三森委員 今回のパブリックコメントですが、具体的なリスク管理措置に関する意見がかなり多かったと思います。今までもリスク管理機関に様々な報告を求めてきたわけですが、専門調査会座長からの報告にもありましたように、今回の評価は現行のリスク管理措置を前提としているということでございまして、今後、評価対象国におけますリスク管理の実施状況等の報告を定期的に求めていくべきではないかと思っております。御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○熊谷委員長 リスク管理機関に対してということですね。

ほかにございますでしょうか。

それでは、ちょっと私のほうから、これは評価書のほうの文言になると思うんですが、今回の様々な御意見をいただきましたけれども、それを踏まえまして、内容にはかかわらないんですが、文言を少し追加させていただきたいと思っております。なるべくこの評価書を正しく御理解いただくために、74 ページの 2. という項目が組織分布に関する項目ですが、その 2 番目のパラグラフの最後のほうの行に、末梢神経、扁桃、脾臓、回腸パイエル氏板、舌神経組織等には認められなかったとありますけれども、原著論文なんですが、ここに参照論文として挙げてあります論文の中に半腱様筋という筋肉があります。それも含まれておりますので、その「舌神経組織」の後に「、半腱様筋等には認められなかった」という、その単語を 1 つ入れていただければというふうに思っております。

それから、76 ページの上から 5 行目の、この発音を何というのか正確には分かりませんが、「Suardi らは」というので始まるパラグラフがあります。実はこのパラグラフは、74 ページ

から 75 ページにかけて書いてありますパラグラフと中身は同じなんです。項立てを違えていますので重複して出てきていますが、したがって、それを誤解のないように、既にこちらの 75 ページで述べたようにという意味で、この「Suardi らは」の前に、「VIに述べたように」という、そういう文言を入れていただければと思います。

中身にはかかわらないもので、より正確にということで提案させていただきました。もし御異議がなければそうさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、そうさせていただきます。

ほかにはございませんでしょうか。訂正、あるいは追加、コメントへの回答も含めましてありましたらお願いします。

それでは、ありませんようですので、先ほどの各委員の御意見にもありましたけれども、本件について意見・情報の募集を行ったわけですけれども、リスク管理措置に関する意見が非常にたくさん寄せられました。それらにつきましてはリスク管理機関にお伝えしたいというふうに思っております。

また、この評価書は現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としているわけですが、したがって、評価対象国におけるこれらの実施状況につきまして、定期的にこの食品安全委員会へリスク管理機関のほうから報告をお願いしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。よろしいでしょうか、その点についても。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、そうさせていただきます。

それでは、続きまして遺伝子組換え食品等 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、説明をさせていただきます。

資料 2-2 の 2 ページ目の要約に沿って概要を説明させていただきます。

イミダゾリノン系除草剤体制ダイズ BPS-CV127-9 の飼料の安全性について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本ダイズは、改変アセトヒドロキシ酸合成酵素遺伝子を導入して作出されており、改変アセトヒドロキシ酸合成酵素を発現することでイミダゾリノン系除草剤の影響を受けずに生育できるとされています。食品としての安全性については、既に評価が終了しております。その結果、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断されております。「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の

考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はない。当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全性上の問題はないというふうに判断いたしました。

詳細につきましては事務局のほうからお願いいたします。

**○磯部評価課長** それでは、今の資料 2-2 の関係について補足の説明をさせていただきたいと思っております。

資料の 1 ページ、審議の経緯と書いてございますが、このものにつきましては、2009 年 10 月に健康影響評価の依頼、要請があったものでございます。

それから、3 ページですね。3 ページのところ II. として食品健康影響評価のところがございます。このところで、今、先生からもございましたけれども、まずこのダイズの CV127 につきましては、イミダゾリノン系除草剤耐性の形質を付与したものでございますけれども、この動物の飼養実験におきましては、導入された遺伝子もしくは当該遺伝子によって産生されるたん白質が畜産物に移行するというこれはこれまで報告されておりません。また、このダイズ CV127、2. のところではありますが、これにつきましては、先般の 10 月 15 日の食品安全委員会におきまして、ヒトが摂取するものとしての食品としての安全性評価は既に終了しておりまして、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されておるところであります。

こういった点を考慮したところ、ダイズ CV127 に新たな有害物質が生成されることはなく、有害物質が肉や乳や卵等の畜産物中に移行することは考えられない。また、畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や、遺伝子組換えに起因する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成されることは考えられないということでございます。

なお、イミダゾリノン系除草剤の畜産物中の残留については確認もされておりまして、畜産物中のイマザピル、イマザピックは、いずれも日本における残留基準値を超えていなかったということでございます。

最終的な健康影響評価の結果につきましては、先ほど山添委員のほうから御説明いただいたとおりでございますが、4 ページの一番最後の 2 行、ただし書きが書いてございまして、イミダゾリノン系除草剤で処理した飼料の管理については、我が国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられるということが記載されております。

なお、本件につきましては、同じものが既に食品としての用途でのパブリックコメントを行っておりますので、これまでの取り扱いと同様に、パブリックコメントの手続を行わずに、専門調査会の結果をもって関係機関に評価結果を通知したいと考えております。

説明は以上です。

**○熊谷委員長** ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。

○佐藤委員 前にも何か話が出たかと思うんですけども、4ページの表1の検出限界以下の話なんですけれども、例えばイマザピルの肝臓や脂肪での検出限界は0.05 ppm以下になっていて、基準値が0.05ですよね。そうすると0.05の扱いというのはどうなるんですか、もし0.05と出た場合には。こういうのって、未満のほうが多分……。

○磯部評価課長 一応これについては、読み方で以下という場合は含むので、0.05であれば、これは残留濃度としては基準以内となります。0.05はオーケーなんですけど、それを超えればアウトになります。

○佐藤委員 そうですね。

○磯部評価課長 残留濃度の基準としては検出限界以下ということでございますので、0.05は、残留濃度としては、この基準以内であると。中に入っているということでございます。だからオーケーということになります。

○熊谷委員長 よろしいでしょうか。この検出限界イコール0.05と置いてあるんですよね。  
ほかによろしいでしょうか。

それでは、御意見がほかになれば、本件につきましては意見・情報の募集は行わないこととして、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要がなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断したということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」(平成24年7月実施)の結果について
---

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』(平成24年7月実施)の結果について」です。

事務局から報告をお願いします。

○北池勸告広報課長 食品安全モニターの課題報告でございますが、資料の3-1と3-2をお願いいたします。3-2のほうが実際の詳しい結果でございます、説明のほうは資料の3-1でやらせていただきたいと思います。

食品安全委員会のモニターの調査でございますけれども、これは毎年定点的な調査で、今年度に

つきましては7月11日～24日までの間で、470名のモニターの方をお願いをいたしまして、有効回答数が344名の73%の状況でございます。

結果でございますが、あけていただきまして2ページのところに、日常生活を取り巻く分野別不安の程度ということで、白い点のところは「とても不安を感じる」で、真ん中に囲んでございますが、食品安全を見たものでございます。今回の調査は昨年と比べてそう大きく変化してございません。昨年の第1回目の調査につきましては、事故の関係で少し出てきておりますが、今回は例年並みの数値という状況でございます。

それから、あけていただきまして4ページに、どういう分野別に不安の程度を感じているかというものを見させていただいたもので、添加物、農薬等、各品目ごとに聞いてございます。内容的には、今回の調査では傾向的には「非常に不安である」という割合の方につきましては減少傾向が見られます。「ある程度不安である」という方を踏まえましても、おおむねの品目で減少傾向でございます。ちょっと傾向が高くなっておりますのは、4ページの下のところでございます有害微生物（細菌・ウイルス）による食中毒で、牛の生肉の問題等がかなり報道されましたので、その影響だと考えられ、昨年より大分上がっているという状況でございます。

7ページの下に放射性物質を含む食品の割合を入れてございますが、これにつきましては、昨年からの調査でございますけれども、「非常に不安である」という割合につきましては40%ぐらいで、ほかのものとは比べて極めて高いという状況が続いております。

それで、続きまして7ページをあけていただけますか。

そのような状況でございますので、特に放射性物質に関しまして不安を感じている理由につきましてお聞きしたものでございます。その理由につきましては、7ページの下に載せてございますが、多くは、過去に経験したことがない事態である、それから科学者の見解が様々である、それから政府の情報公開が不十分、科学的根拠が納得できないというようなものが多く出ています。

あけていただきまして8ページに、昨年来から引き続き聞いておりまして、その傾向に変化があるかどうかを見たものでございます。基本的に、今申しましたような上位のものにつきましては、昨年からはほとんど余り変化がないという状況でございます。この8ページで変化が見られるのは、真ん中よりちょっと下のところで「新しい規制値では納得できない」というものが今回の調査では前回調査に比べてかなり減っておりまして、新しい基準が出たことによる、ある意味での安心感というのが出ているのかなというふうに見られるところでございます。

それから、9ページにつきましては、そういう放射線関係の情報をどこから入手しているかというものをみたものでございます。これも従来と傾向が変わりませんが、新聞、あるいはインターネット、それからテレビ、それから、食品安全委員会のモニターの方ということで、食品安全委員会からの情報が高いところに出ているという状況でございます。

それから、その次のページ、10ページを見ていただきまして、情報収集の姿勢で、これにつきましては、事故直後も現在も積極的に情報収集をしているというのが左側の白い点々でございます。それを見ていただきますと、今回の調査と前回の調査を見まして、情報収集の姿勢そのものは、若干減少しておりますが大きく変化がありません。今回の特徴を見ると、特に年代のところを見てい



ただきまして、年齢階層が上がることにより情報収集が積極的で、この区分では 60 歳を超える、あるいは 70 歳以上の方が非常に積極的に情報収集をしている状況でございます。

それから、11 ページを見ていただきまして、これは食料品の購入の意思決定の変化を見たものでございます。ちょっと見にくい表でございますけれども、白い点のところは震災前後で変化がない。その横のところは、震災直後は変化したけれども、現在は以前と同じに戻っているというのが真ん中で、その横が、大震災以降で変化し、現在も続いているというものです。今回の調査でも、変化し、現在も続いているという割合が 40%ぐらいと、昨年とほぼ変わらないような状況が続いているという状況でございます。モニターの方に関しましては半数ごとに入れかえがございまして、必ずしも同じ方ではございませんけれども、割合に関しては高いものがあるという状況でございます。

それから、その次、12 ページ以降は、放射性物質に関する科学的知見につきましてどういう御認識をされているのかということと、どういう文言によれば安心感を抱けるかというところでございます。

13 ページに認識度の表を入れてございますが、白い点々のところが「よく知っている」という割合でございまして、モニターさんということで、A の健康影響評価の関係につきましては 5 割ぐらいの理解、それから、C の食べ物にカリウム 40 が含まれているというのが 5 割ぐらいということで、あと全体、2 割から 3 割ぐらいがよく知っているという状況でございます。

それから、続けてあけていただきまして、15 ページのところは、先ほど申しましたように、どういう科学的知見で安心感が得られるかということをお聞きしたものでございまして、この中で高いものは、上から 3 つ目の C です。カリウム 40 など自然性放射性物質は、従来ももとの食べ物の中に含まれているというのが 64%ぐらい高く出ておりますし、その下、E のところが、人間の体には 7,900 Bq 程度の放射性物質が含まれているというようなもの、それから、自然界から 0.4 mSv ぐらいを受けてきたというような、過去の昔から受けてきたという文言に関しては、放射性物質に関する安心感を増すというような結果が出てございます。

それから、16 ページをあけていただきまして、食中毒ということで生食のことをお聞きしたものでございます。

①のところは、生食をすることによって重症になることさえある大きなリスクがあるということは認識していたというのが 9 割ぐらいでございますし、その下の、子供・高齢者においては特にリスクが高いということにつきましては、約 7 割ぐらいの方がそういうふうな認識をしておられたという状況でございます。

そういう状況の中で、②でございまして、これは過去 1 年間、ことしの 7 月調査でございますので、その前の 1 年間で、そういう馬とか豚、それから鳥の生肉を食した経験について聞いてございます。やはり馬につきましては、これは一番左が飲食店で食べたことはないが自宅で食べた、飲食店で食べたが自宅で食べたことはない、飲食店でも自宅でも食べたことがあるということで、この左から 3 つまでの区分のところにつきましては食べたことがあるという割合でございまして、馬については約 3 割ぐらい、豚につきましても、1%はいかないんですけれども 0.何%台、鳥に関

しては約2割ぐらいの方が食べたことがあるというような御回答をされております。

それで、③のところ、先ほど言いましたリスクの認識はあるんだけど、なぜ食べたかという  
ことで食べられた方に聞いたものでございますけれども、見ると、その理由としましては、複数回  
答でございますけれども、飲食店のお勧めメニュー、あるいは鮮度がよければ大丈夫、あるいは好  
物だったというような形の御回答の状況でございます。そういう意味では、こういうリスクの認識  
につきまして少し不十分なところもあるのではないかと考えられるところでございます。

それから、最後のページが自ら評価で速やかに進めるべきという物質についてお聞きしたもので  
ございますが、これも複数回答でございますが、今の自ら評価の案件はほぼ同じぐらいでございま  
すが、大体3割ぐらいということで回答を得ております。

以上でございます。

○熊谷委員長 大変膨大な資料ですけれども、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして  
質問等ありましたらお願いします。

○村田委員 膨大な資料を取りまとめていただきましてありがとうございます。

1点ちょっと質問したいのが、P8 のところに、放射性物質を含む食品の健康に与える影響につ  
いて不安を感じる理由というのがございまして、いろいろありますけれども、の中で「安全性に  
ついての科学的根拠が納得できない」と、こういう項目があるんですけれども、これ、もう少し何  
か具体的に説明していただけますでしょうか。

○北池勸告広報課長 この調査につきましては、この項目について理由として丸をつけていただく  
ものでして、どういう内容が科学的根拠として納得できないというところまでちょっと掘り下げた  
調査ではないというのが現状でございます。また個別の回答の中でそういうものが見受けられまし  
たら、御報告をさせていただきます。

○村田委員 例えば、こういうものに丸をつけた方の相関が、例えばほかの後のほうで認識度とか  
安心感とかございますけれども、そういう中の項目と相関してくるとか、そういうことも特に調べ  
られていないということですか。

○北池勸告広報課長 現時点ではやってございません。できるかどうか調べてみます。

○熊谷委員長 ほかに御質問、あるいは御意見ありますでしょうか。

それじゃ、私が感想といいますか質問といいますか、これ、4ページにありましたように、有害  
微生物による食中毒等について全く不安を感じないという人が非常に少ないんですね。それで、こ  
の③、④あたりが要するに不安を感じていないという集団なんですけど、それが、この何年間で変化  
がないんですね。つまり、「非常に不安である」と「ある程度不安である」という不安層というの

は、両方足すと余り変化していないように見受けられるんですね。それが1点と、それから、先ほど言いました全く不安を感じない人がほとんどいないという、そういう事態があって、それで一方で結構意外なのは、豚の生の肉とか、それからレバーを食べている人々がいるという、16 ページですね。多少不安を抱えているけれども、うまそうだから食べてしまおうかという、そういう考えの人々ももちろん含まれると思いますけれども、これは昨年でしたかね、生肉の食中毒が富山県で——でも、あれはおとしだったですか。昨年ですか。そうすると、これは昨年からの1年間にどうだったかという、そういう問いなんだったんですか。

○北池勸告広報課長 これはことしの7月に、過去1年間を聞いてございますので、昨年の7月からことしの7月までで食べた経験があるかということをお聞かせいただいております。

○熊谷委員長 意外なのは、食品のモニターさんですので、これから推定すると、全国民に推定できるほどの数ではありませんけれども、少なくともかなり多くの方々が豚の生の臓器を食べているという、そういうふうにも考えてもいいデータなのでしょうかね。その数にもよりますけれども、それは鳥ほどではないけれども一定程度あるということで、結構これからのリスクコミュニケーションにもかかわる問題なのかなというふうにも改めて思ったわけですがけれども、事務局のほうで何か、これについてもうちちょっと詳しい情報はありますか。

○北池勸告広報課長 今のお話でございますけれども、私ども、食経験のある者が何人ぐらい回答されているかということにつきましては調べてございます、全体、7割ぐらいの回答率で、三百何人の方の御回答で、大体豚肉の生を食べられた方は1けたぐらいでございます。ただ、その割合で言いますと、馬の肉に関しては100人を超える方が食べられている。鳥肉に関しては70人ぐらいということでございます。やはりそういう面では豚は極端に少ないですし、データは限られておりますから明確な傾向というわけではございませんけれども、どちらかといえば関東近県に食べられた方が多いように、うちの分析結果ではなっております。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見・御質問はありますか。

○佐藤委員 今の話の続きになるかもしれないんですけども、4ページの食中毒に対してどう思っているかというのと、それと、16 ページの実際に肉の生食する人たちのクロス集計というんですかね、そういうようなものがあると少し何か読めてくる可能性はあると思うんですよね。だから、どういうふうに思っている人たちが——多分不安に思っていない人たちは食べているんだと思うんですけども、そのほとんどがこれを見ると馬と鳥なんだろうというふうに見えますけれども、豚はやはりごく数が少ないだろうと思うんですけども、そういう気持ちの問題と、実際にどういう行動をとっているのかという関連が分かるような解析があるといいかと思うんですけども。

○北池勸告広報課長 今確認しましたところ、クロス集計はできるようですので、集計しまして、また御報告をさせていただきます。

○熊谷委員長 ほかにいかがでしょう。

#### (4) 食品安全関係情報(9月15日～10月4日収集分)について

○熊谷委員長 もしないようでしたら、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報(9月15日～10月4日収集分)について」です。

事務局から報告をお願いします。

○新本情報・緊急時対応課長 それでは、資料4-1、4-2に基づきまして御報告をいたします。

資料4-1は収案件数でございまして、国際機関や諸外国の機関から収集したもの、あるいは報道、論文等から、今回176件の情報を収集してございます。このうち、著作権等の問題がなくて公表可能なものにつきましては、その概要とURLにつきまして食品安全委員会のホームページから利用できる形にしているところでございます。

資料の4-2をごらんください。今回、このうち収集したハザードに関する主な情報といたしまして、ここにあります水産食品によるヒスタミン中毒のリスクに関しまして、FAOとWHOの合同専門家会議、これがことしの7月に開催されてございますけれども、先般、この概要の報告書が暫定として公表されておりますので、その概要を御報告させていただきます。

本文の4行目からの段落でございまして、**「ヒスタミン中毒」と呼ばれるサバ科魚毒中毒症**に関しましてですけれども、コーデックス委員会のほうでは、この基準やガイドラインの設定を目指しているということでございます。

少し下のほうになりますけれども、コーデックスの第31回の魚類・水産製品部会、これは昨年の4月に開催されてございますけれども、そこの部会におきまして、このヒスタミンの上限値の問題について検討することが合意されてございます。コーデックスのほうでは、この検討をするに当たってはFAOとWHOから科学的助言を得るといふこととされてございます。

次の段落になるわけでございますけれども、こういったことを受けまして、FAO/WHO合同専門家会議のほうでは、このSFP、この中毒症の関係のリスクの指標としては、ヒスタミンを指標とすることが可能であるというふうな結論になっているところでございます。

少し飛びまして、次の段落でございまして、この合同専門家会議での危害要因の評価の結果でございますけれども、ヒスタミンにつきましては、無毒性量である50mg、これを大人の閾値として設定するというので、この量であれば、大人ですけれども、健康なヒトで発症する懸念はないというふうにされてございます。ヒスタミンは通常数時間以内に体内から排出されるということですので、累積的な影響もないと見られるとされてございます。

次の段落でございまして、この専門家会合のほうでは、魚類・水産製品の消費についての

データも集めてございまして、それによりますと、大半の国においてはこういった魚類・水産製品の1食当たりの最大の摂取量は250gということで合意をしたということでございまして。そういうことで、先ほどのヒスタミンの閾値50mgと1食当たりの魚類・水産製品の最大の摂取量250g、これらをもとにいたしまして水産食品でのヒスタミンの最大許容濃度というものを算出したということで、それによると、1kg当たり200mgであれば許容濃度であろうということになってございまして。

一方、食品事業者が適正衛生規範、あるいはHACCPを導入すれば、水産製品中の濃度については15mg/kg未満に低減できることが可能という報告があるということでございまして、最後の段落は結論的なものでございましてけれども、同専門家会議におきましては、このSFP、中毒症の管理につきましては、管理は容易に行うことができるという結論となりまして、そのリスクを軽減する最善の方法は、GHP、適正衛生規範を導入するということと、可能であればHACCPシステムを導入するというような結論となっているところでございまして。

裏面を見ていただきますと、関連情報ということで、海外におきます食品のヒスタミン濃度の基準の策定状況を挙げてございまして。それぞれ若干数字が違うところがございますけれども、100とか200とかいう数字がございます。2つ目のポツのFDA、米国のものにつきましてですけれども、ここでは腐敗の基準として、腐敗をしているか否かを判断するための基準としてヒスタミンの濃度を50mg/kgというふうに設定しているということでございまして。その他のEUなりカナダ、FSANZにつきましては、食品の基準としての設定となっているようでございまして。

関連情報として、国内でございましてけれども、まず国内の2行目のところでございましてけれども、国内法、食品衛生法におきましてはヒスタミンの基準は規定されていないということで、ヒスタミンによる中毒が発生した場合には、食品衛生法の第6条に基づく処分が行われるということになります。

それから、2つ目の食品安全委員会のほうでも情報提供をございまして、ヒスタミンによる食中毒ということでホームページに掲載してございまして。そこでは、中毒の特徴、症状、過去の原因食品、それから対策といたしましては、魚等につきましては常温での放置時間を最小限とする衛生管理を徹底するなどの記載をしているところでございまして。その他、農水省、文科省におきます情報提供も関連情報として挙げているところでございまして。

説明は以上でございまして。

**○熊谷委員長** ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問、あるいは御意見ありましたらお願いします。

小学校の給食で時々、最近でも食中毒が発生していますので、子供の場合が気になるんですけども、子供の体重というのはどのぐらいになるか。これは大人の無毒性量が1人50mgをベースにしてヒスタミン最大許容濃度を算出しておりますね。大人1人が50mgだとすると、体重当たりで換算しますと、子供の体重は5分の1とか4分の1という数字になるはずでして、もし感受性が同じだったら、それでいくと、例えばこちらの最大許容濃度を含むマグロの塊を50g食べると10

mg 食べちゃうことになるわけですね。そうしますと、この最大許容濃度というのはかなりぎりぎりの値なのではないかというふうに……。

それで、先ほどの FDA の腐敗しているかの指標としては 50 mg/kg でするので、それぐらいだったら子供の安全はかなり担保できるように、今のデータから酌み取ると判断されるんですけども、もしそれに間違いなければ、これについて少し注意して、この原文とかも読ませていただいて、これは私ども食品安全委員会のほうで少し調べたほうがいいのかなというふうに今感想として思ったわけですけども、あくまでも、私のここで描いた計算が正しければの話ですが。

○佐藤委員 今、委員長がおっしゃっていた子供に対する懸念というのは、喫食量が体重当たりに対して子供のほうが大きいわけなので、それはあり得るんだと思います。ただ、我々日本人が多分食べている魚というのは、1回当たり 80 g とか、そんなものだと思うんですね。250 というのはかなり大きな量になるだろうというふうに思うんですけども、ただ、体重当たりでどうなるのかというのは、ちゃんと喫食量をもう少し考えてみて、子供の体重も年齢によって随分違いますので、給食を食べるような年齢の子供たちだと 25 kg とか 30 kg とかはあるんだろうと思いますし、それから、給食で魚の出る量ってそんなにたくさんはないですよ。多分ないと思いますので、その辺のところを見ると、きちんと見て考えてみたらいいのじゃないかなと。そんなにぎりぎりだというふうには私は余り思わないのですけれども、でも、体重当たりの喫食量を考えてみると、若干気にして少しシミュレーションしてみてもいいのかもしれないというふうに思います。

○熊谷委員長 ほかにありますか。

事務局のほう、何かありますか。

○新本情報・緊急時対応課長 補足でございますけれども、ことしの7月のFAOとWHOの専門家会議におきましては、閾値の50 mgについてはあくまで大人ということで、子供についての議論はされていないようでございます。当然子供には適用されないという記載がございますけれども、では子供の場合はどうかというところまでは、この場では議論されていないということございまして、この規制をどうするかについては、このFAOとWHOの専門家会議の場では、むしろGHP、衛生規範をきちんとやればそれは押さえ込めるというところをかなり強調した結論になっているようでございます。この結果を受けて、コーデックスの関係の部会において、具体的に結論について今後議論されるということになるかと思っております。引き続き情報は注視してまいりたいと思っております。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

(5) その他
---------

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事はありませんか。

○井原総務課長 特にございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事はすべて終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週 10 月 29 日月曜 14 時から開催を予定しております。

また、25 日木曜日 14 時から「添加物専門調査会」が公開で、26 日金曜日 14 時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 450 回食品安全委員会会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。